

## **逗子市市税条例の一部改正（案）（長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定）に関する意見を募集します**

逗子市では、令和5年4月1日の地方税法の一部改正に伴い、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額制度（マンション長寿命化促進税制）に関して、逗子市市税条例の一部改正を検討しています。

つきましては、改正に際して、広く皆様の意見を募集いたします。

### ◆募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで（必着）

### ◆閲覧場所（この資料は、以下の施設でも見る事ができます）

課税課、市民交流センター、情報公開課、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館

\*市ホームページでも閲覧できます。「逗子 パブコメ」と検索ください。

### ◆意見提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市市税条例の一部改正に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・郵送等で、又は直接課税課へ提出してください。Eメールでの提出も可能ですが、その場合はファイルは添付せずに、直接メール本文に記載ください。

### ◆その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### ◆問い合わせ先

逗子市 総務部 課税課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL：046-873-1111（内線374）

FAX：046-873-4520

E-mail：[kazei@city.zushi.lg.jp](mailto:kazei@city.zushi.lg.jp)